

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月29日 11時15分ごろ
発生場所	沖縄県南城市 <sup>うみの</sup> 海野漁港西方沖 金武中 <sup>まんなかぐすく</sup> 城港海野第1防波堤灯台から真方位262°1,430m付近 (概位 北緯26°11.4′ 東経127°47.9′)
事故の概要	プレジャーボートエメラルド号は、漂流中、さんご礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年1月16日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート エメラルド号、5トン未満（長さ6.58m）
船舶番号、船舶所有者等	293-24674 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機下端（スケグ）の欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操舵室の椅子に腰を掛け、手動操舵により、クルージングの目的で約5km/hの対地速力で海野漁港西方沖を西進中、船首方に定置網を認めたので、同定置網の陸側又は沖側のどちらを航行するか考えようと思い、一旦機関を停止して陸岸付近で漂流していたところ、北東風によって南西方に圧流され、同港西方のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>本船には、航海用電子参考図（new pec）をインストールしたタブレットを備えていたが、船長は、航行予定海域をさんご礁の存在する海域とっておらず、発航前に航行予定海域の水路調査を詳細に行っていなかったため、海野漁港西方に定置網及びさんご礁が存在することを知らなかった。</p> <p>new pec 及び海図W228B（中城湾）には、海野漁港西方に、定置網及び陸岸から沖に向かって約500mの範囲にさんご礁が存在していることが示されている。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p>
分析	本船は、海野漁港西方沖を西進中、船長が同港西方の沿岸にさんご礁が存在することを知らず、風力4の北東風が吹く状況下、陸岸付近で漂流したことから、北東風により南西方に圧流され、同港西方のさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、海野漁港西方沖を西進中、船長が同港西方の沿岸にさんご礁が存在することを知らず、風力4の北東風が吹く状況下、陸岸付近で漂泊したため、北東風により南西方に圧流され、同港西方のさんご礁に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、発航前に航行の支障となる定置網や浅所の正確な位置及び範囲を確認するなど、水路調査を確実にを行い、浅所から離れた場所を航行する航海計画を立てておくこと。</li><li>・ 船長は、さんご礁が存在することが多い陸岸付近で漂泊する場合、陸岸から十分な距離を取ること。</li></ul>